

輸出物品販売場制度

リファンド方式について



- 輸出物品販売場（免税店）制度は令和8年11月1日から「リファンド方式」に移行します。このパンフレットは、免税店を運営する事業者の方が円滑にリファンド方式へ移行できるよう、同方式における免税販売手続や免税販売管理システムの仕組み等を中心に詳しく説明したものです。
- 制度をさらに詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページ（リファンド方式特設サイト）に掲載しているQ&A等をご確認ください。



（国税庁HP）

国税庁

（令和7年12月）

目次

1 リファンド方式の概要

(1) リファンド方式への見直し	2
(2) 免税販売手続	3
(3) 免税販売手続の委託	6
(4) 振替処理	7
(5) 出国時の免税購入対象者の手続	8

2 免税店になるための準備

(1) 免税店について	9
(2) 購入記録情報の提供等	11
(3) 許可申請書の記載例	13

3 免税販売管理システム

(1) 免税販売管理システムの仕組み	15
(2) リファンド方式への移行に伴うAPI仕様書の主な変更点	17
(3) 購入記録情報	18
(4) 購入記録情報の設定例	22

特にご確認いただきたいポイント

■ 既に免税店を経営している方

免税販売手続は誰が行っていますか？

- ✓ 自ら実施：リファンド方式における**免税販売手続の改正点** [1\(1\)\(2\)\(2頁\)へ](#)
リファンド方式では**免税手続カウンターの利用**手続も簡素に [1\(3\)\(6頁\)へ](#)
- ✓ 免税手続カウンター：承認免税手続事業者に相談を

購入記録情報の提供は誰が行っていますか？

- ✓ 自ら実施：必要な**システム改修** [3\(15頁\)へ](#)
合わせて**返金方法の検討**も [1\(2\)⑧\(5頁\)へ](#)
- ✓ 承認送受信事業者：返金方法も含め承認送受信事業者に相談を

免税販売手続の電子化対応はお済みですか？

- ✓ お済みでない場合、**今後の対応**について確認 [2\(1\)参考\(10頁\)へ](#)

税抜単価100万円以上の商品を販売していますか？

- ✓ 販売している場合、**購入記録情報に設定する内容**を整理・確認 [3\(3\)53・54\(21頁\)へ](#)

リファンド方式に対応した経理処理 [1\(4\)\(7頁\)へ](#)

■ リファンド方式を機に免税店を始める方

- ✓ まずは、必要となる**申請手続**を確認 [2\(1\)\(9頁\)へ](#)

(注) 現行制度における「承認送信事業者」は、リファンド方式において「承認送受信事業者」に名称変更されます。このパンフレットでは、「承認送信事業者」と表現すべき箇所も含め、便宜上、一律「承認送受信事業者」と表現しています。

1 リファンド方式の概要

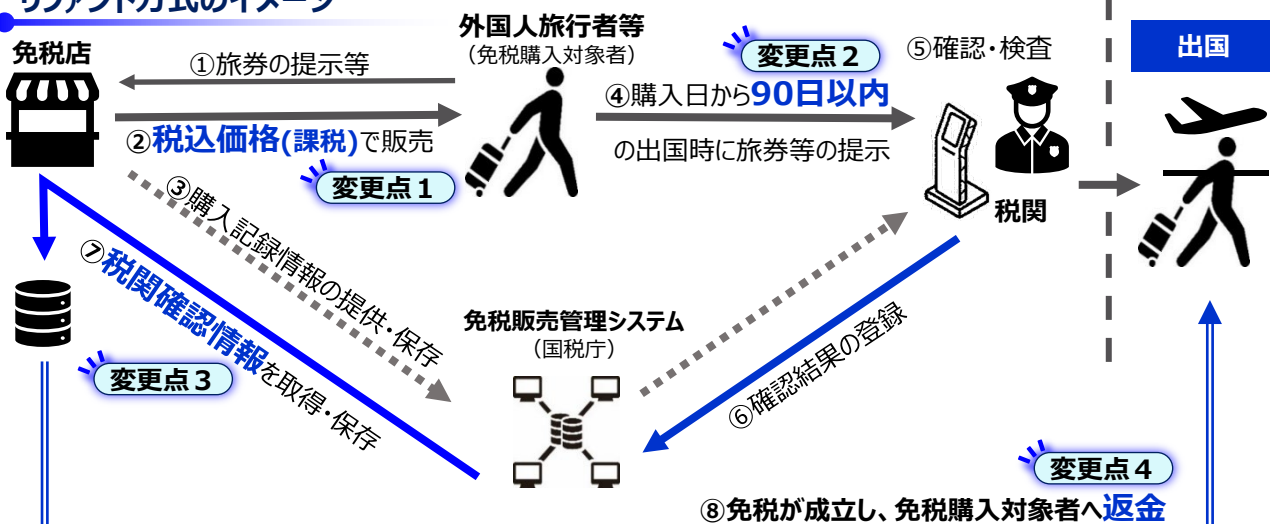
(1) リファンド方式への見直し

下線部分が主な変更点です。

● 輸出物品販売場（免税店）制度は、**令和8年11月1日**から、次のとおり、**リファンド方式に移行**します。

- ✓ 免税店は、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、**税込価格（課税）**で免税対象物品を販売することとなります。
変更点1
- ✓ 免税購入対象者は、免税対象物品を**国外に持ち出すことにつき購入日から90日以内の出国時に税関の確認**を受けることとなります。
変更点2
- ✓ 免税店を経営する事業者は、購入記録情報と**持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）**を保存することで、免税の適用を受けることとなります。
変更点3
- ✓ 免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**消費税相当額を返金（リファンド）**することとなります。
変更点4

リファンド方式のイメージ



● リファンド方式を含めた改正内容は、**令和8年11月1日以降**に免税店で行う**免税対象物品の譲渡(販売)から適用**されます。改正前の現行制度とリファンド方式を併用する移行期間はありません。

リファンド方式への移行に伴う上記(1)以外の主な改正事項

免税販売手続等の見直し

詳しくは(2)①②(3頁)へ

- ✓ 船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直し

免税対象物品の範囲等の見直し

詳しくは(2)④(4頁)へ

- ✓ 一般物品と消耗品の区分や消耗品に係る購入上限額（50万円）、特殊包装の廃止
- ✓ 通常生活の用に供するかどうかの要件の廃止 など

免税店の区分や許可要件等の見直し

詳しくは2(1)(9頁)へ

- ✓ 免税店の区分や許可要件が見直され、併せて申請届出手続を簡素化 など

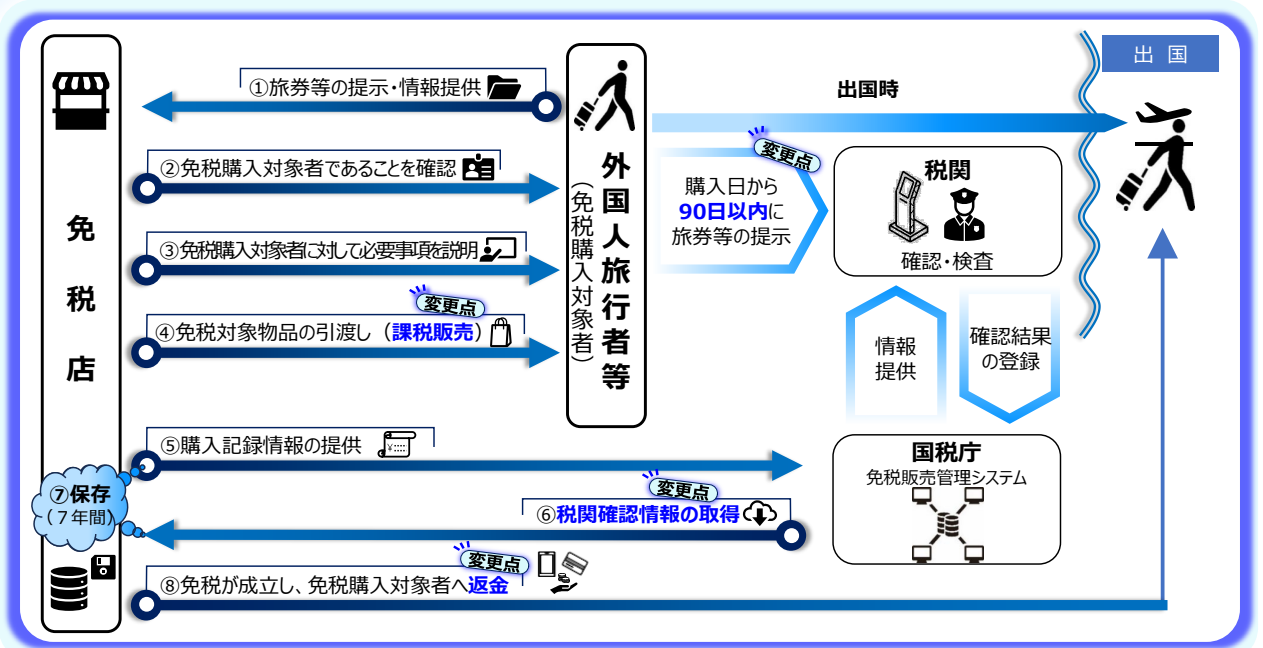
購入記録情報の提供項目等の見直し

詳しくは3(3)53・54(21頁)へ

- ✓ 単価100万円（税抜価額）以上の商品に購入記録情報として「商品情報詳細」を設定 など

(2) 免税販売手続

免税販売手続






① 旅券等の提示・情報の提供

※以下、⑧（5頁）まで下線部分が改正箇所です。

免税店を経営する事業者は、免税購入対象者本人から**旅券等の提示**を受け、その**旅券等に記載された情報の提供**を受けます。

次の免税購入対象者の区分に応じた**旅券等の提示**がない場合は、免税販売手続を行うことはできません。

免税購入対象者	確認書類	提供を受ける情報
イ <input type="checkbox"/> 口以外の免税購入対象者		旅券（注1）
ロ <input type="checkbox"/> 各種上陸許可 （船舶観光、乗員、緊急又は遭難による上陸許可） を受けて在留する免税購入対象者	 + 	旅券（注2）と上陸許可書

なお、日本国籍を有する免税購入対象者に対して免税販売手続を行う場合は、**旅券に加え「在留証明」**、「**戸籍の附票の写し**」又は「**個人番号カード（マイナンバーカード）**」（注3）（以下「**証明書類**」といいます。）の提示を受け、**旅券及び証明書類に記載された情報の提供**を受けます（注4）。

- (注) 1 上陸許可の証印を受けたもの。また、旅券の提示には旅券に係る情報が記録されたVisit Japan Webの二次元コードの提示を含みます。
 2 **船舶観光上陸許可**を受けて在留する者の**旅券には旅券の写し**を含みます。
 3 マイナンバーカードには、カード代替電磁的記録（スマートフォンのマイナンバーカードを含み、国外に転出した旨の記載があるもの）に限ります。
 4 免税購入対象者から提供を受け、購入記録情報の設定項目とする情報について、**在留証明又は戸籍の附票の写しに関する情報として**現行制度において提供を受けている在外公館の名称や発給（作成）年月日、**本籍、発給番号は不要とされます**。また、**リファンド方式における証明書類に関する情報としては、証明書類の種類及び国外転出予定日（又は国外定住日）の2項目に緩和されます**（証明書類の写し等の保存は不要とされます。）。

② 免税購入対象者であることを確認

免税店を経営する事業者は、①で提示を受けた**旅券等**により、**購入者が免税購入対象者であることを確認**します（注）。

- (注) 日本国籍を有する免税購入対象者が国外に2年以上居住することの確認は、証明書類のいずれであっても**国外転出予定日（又は国外定住日）から最終入国日（旅券に記載された「上陸年月日」（帰国年月日））までの期間で行うこととされます**。なお、**在留証明・戸籍の附票の写しは、現行制度と同様、いずれも最終入国日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限られます**。

参考 免税購入対象者とは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する**非居住者**であって、次の者をいいます。

国籍	内容
外国籍	①短期滞在や外交、公用の在留資格をもって在留する者、②寄港地や船舶観光、通過、乗員、緊急、遭難による上陸許可を受けて在留する者、③合衆国軍隊の構成員等
日本国籍	国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者

③ 免税購入対象者に対して必要事項を説明



免税店を経営する事業者は、免税販売手続の際、免税購入対象者に対して、次の事項を説明しなければなりません。なお、税関の確認は、出国する空海港で手荷物の機内預けをした後に受けることはできません。そのため、手荷物の機内預けをする前に税関の確認を受ける必要がある旨も併せて説明します。

- 税関の確認は購入日から90日以内の出国時に旅券を提示等し、かつ、免税購入対象者は税関の求めに応じて免税対象物品を提示できるようにしなければならない旨
- 税関の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなければならず、それを輸出しなかった場合には、免除された消費税額に相当する消費税を徴収され、かつ、罰則の適用対象となる旨

免税購入対象者に対する説明は、口頭のほか、例えば、次のような方法があります。これらの方法により説明する場合には、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、口頭で「書類をご一読ください」と伝える等、確認を促す必要があります。

- 免税購入対象者に、説明事項を外国語で記載した書類等を交付する方法
- 販売場内に、説明事項を外国語で記載した書類等を掲示する方法

④ 免税対象物品の引渡し（税込価格で販売）



免税店を経営する事業者は、免税対象物品を免税購入対象者本人に引き渡します。

なお、リファンド方式への移行に伴い、課税価格（税込価格）での販売に変更されるほか、次のような見直しが行われます。

	区分	免税対象金額	免税対象物品	特殊包装
現行制度	一般物品	5千円～	通常生活の用に供する物品	不要
	消耗品	5千円～50万円		必要
見直し後	区分なし	5千円（注1）～	用途を問わない （下記①～③の物品を除く）	不要

区分の廃止

購入上限額の廃止

用途要件の廃止

包装の廃止

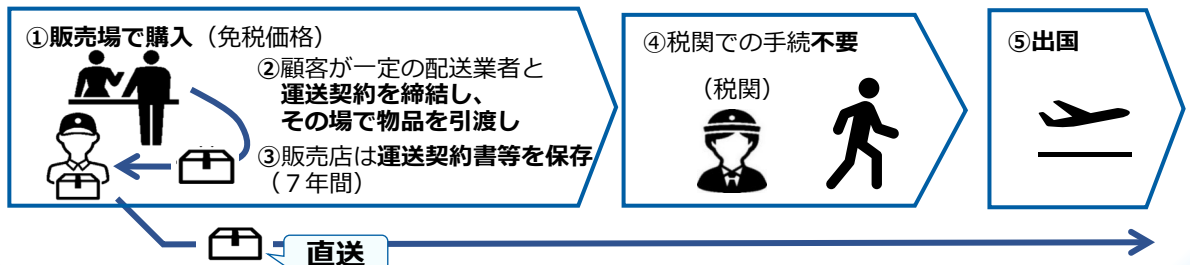
免税対象物品は、次に掲げる物品以外の物品とされます（注2）。

- ① 金及び白金の地金 ② 金貨及び白金貨 ③ 消費税が非課税とされる物品

（注） 1 一般物品と消耗品の区分廃止に伴い、購入下限額（5千円）の判定もこれらを区分せず（税抜価額により）行います。
 2 免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、税関の確認を受けることはできません。そのため、免税店で購入する免税対象物品は、出国時にその全てを自らが所持して持ち出す（輸出する）ことができる数量に限られます。

参考1

免税購入対象者が免税店で運送契約を締結し、その場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す免税販売方式（いわゆる直送制度）を採ることもできます。この場合、消費税法第7条（輸出免税制度）により免税の適用を受けることとなるため、免税店における一連の免税販売手続や購入記録情報の提供は不要となります。



参考2

上記直送制度のほか、顧客への商品販売について、事業者自らが顧客の指定する場所（国外）へ輸出する場合についても、消費税法第7条（輸出免税制度）の規定により免税の適用を受けることができます。

⑤ 購入記録情報の提供



免税店を営業者する事業者（注1）は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供しなければなりません（注2）。購入記録情報の提供方法については3(1)①「購入記録情報インターフェース」（15頁）を、提供項目については3(3)「購入記録情報」（18頁）をそれぞれ参照ください。

- (注) 1 免税店を営業者する事業者は、購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得（下記⑥）を承認送受信事業者に委託することができます（委託を受けた承認送受信事業者は、その委託の契約に係る免税店ごとに国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供することができます。）。
- 2 税関の確認は、免税店から提供された購入記録情報に基づき行うため、購入記録情報は誤りや入力漏れのないように正しく設定し、国税庁（免税販売管理システム）に提供する必要があります。購入記録情報に誤りや入力漏れがあり、税関の確認が行えない場合、原則として免税購入対象者は税関による免税対象物品の持出し確認を受けることができず、免税店を営業者する事業者においては、税関確認情報の取得・保存ができないことから、免税の適用を受けることはできません。

⑥ 税関確認情報の取得



免税店を営業者する事業者は、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けた旨の情報（税関確認情報）について、国税庁（免税販売管理システム）から取得します。税関確認情報の取得方法については3(1)②「税関確認結果照会インターフェース」（16頁）を参照ください。

⑦ 購入記録情報及び税関確認情報の保存



免税店を営業者する事業者は、国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報及び取得した税関確認情報を整理して、免税対象物品の譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等に保存しなければなりません（注1）。購入記録情報及び税関確認情報は、電磁的記録（注2）又は印刷した書面（注3）により保存することとなります。

なお、購入記録情報及び税関確認情報の保存がない場合、免税購入対象者に対する販売であっても免税の適用を受けることはできません。ただし、事業者が災害その他やむを得ない事情により保存できなかったことを証明した場合には、この限りではありません。

- (注) 1 国税庁（免税販売管理システム）から提供する税関確認結果には、税関確認情報である「税関確認済」と税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」の2種類があります。免税の適用を受けるため保存が必要となるのは、このうち「税関確認済」です（「免税不可」は免税の適用を受けるために保存する必要はありません。）。
- 2 電磁的記録により保存する場合は、電子帳簿保存法に従った措置を講ずる必要があります。なお、承認送受信事業者を通じて購入記録情報を提供する場合及び税関確認情報の提供を受ける場合は、承認送受信事業者から国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報及び提供を受けた税関確認情報を保存することとなります。
- 3 印刷した書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限りです。

⑧ 免税が成立し、免税購入対象者へ返金



取得した税関確認情報等に基づき、免税対象物品に係る消費税相当額を免税購入対象者に返金します。

- (注) 1 具体的な返金手続をどのように実施するかは消費税法令においてルールを定めているものではありません。この返金手続については、免税店を営業者する事業者自らが行うほか、承認送受信事業者等に委託することもできます。
- 2 税関確認情報を取得した後、課税売上げを免税売上げに振り替える等の処理を行います。免税対象物品を販売してから90日を超えても税関確認情報が提供されない場合、課税販売（課税売上げ）が確定します。振替処理については4「振替処理」（7頁）を参照ください。

参考1 返金に対応予定の承認送受信事業者については、[全国免税店協会ホームページ](#)（リファンド方式「特設サイト」）にその一覧が掲載されています。

なお、全国免税店協会ホームページにも注記されているとおり、この一覧は、全国免税店協会が各事業者からの申告に基づき取りまとめたものですので、国としてこの一覧に掲載されている承認送受信事業者について、返金に関する各種認可や保証等を表すものではありません。



(全国免税店協会HP)

参考2 免税店を営業者する事業者が自ら返金手続を行う場合、事前準備として資金移動業の登録が必要となる場合があるほか、返金時には次のような対応が必要となります。

	内容	問合せ先
事前準備	資金決済に関する法律に基づく資金移動業の登録	金融庁総合政策局資金決済モニタリング室（03-3506-6000）
返金時	犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく特定事業者*として、特定取引（例えば10万円以上の現金での為替取引を行うなど）を行う場合の本人確認の実施など * 銀行又は資金決済に関する法律第2条第3項に規定する資金移動業者等	各業法を所管する省庁又は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室（03-3581-0141）
	外国為替及び外国貿易法に基づく許可の対象（例：国連安保理決議等に基づく経済制裁措置の対象者や北朝鮮居住者等への返金など）でないかどうかの事前確認	財務省国際局調査課外国為替室（03-3581-4111）

(3) 免税販売手続の委託

- リファンド方式への移行に伴い、現行制度での一般型免税店と手続委託型免税店の区分が廃止され、「一般型免税店」に統合されます。この「一般型免税店」を経営する事業者は、**免税販売手続**(購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を除きます。)**に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせることができます**(注1)。

この場合、一般型免税店を経営する事業者は、次の措置を講ずる必要があります。

- 承認免税手続事業者の設ける免税手続カウンター(注2)において免税販売手続を行う免税対象物品が一般型免税店において譲渡した免税対象物品と同一であることを確認できるようにするための措置
- 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、まだ免税販売手続が行われていないものであることを確認できるようにするための措置
- その他その免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために必要な情報を提供するための措置

(注) 1 現行制度における手続委託型免税店は、事業者間の現在の委託関係等に変更がなければ、特段の手続なく現在委託している承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることが可能です(許可申請書を改めて提出する必要はありません。)

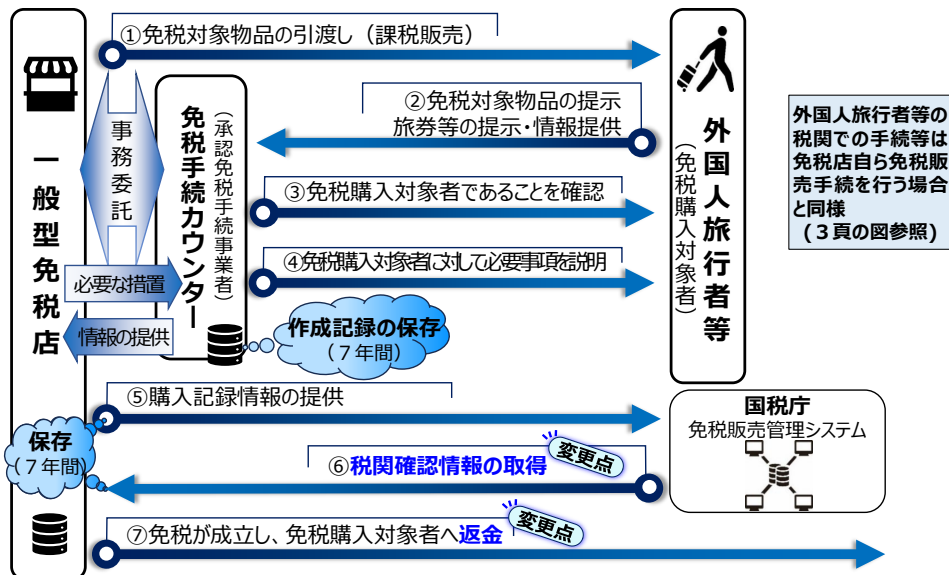
2 免税手続カウンターの設置場所(要件)については、**現行制度での「特定商業施設(商店街、ショッピングセンター及びテナントビル等)」内である必要はなくなります。**ただし、免税手続カウンターで行われる免税販売手続は**一般型免税店での免税対象物品の販売と同一の日に行う必要**があります。

- なお、リファンド方式において、「一般型免税店」を経営する事業者が免税販売手続に係る事務を**承認免税手続事業者に委託して行う場合**で、**税務署長に「免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる」旨(承認免税手続事業者の氏名又は名称及びその納税地)の記載をした輸出物品販売場許可申請書の提出を行っていないときは、「輸出物品販売場等変更届出書」にその旨を記載して、免税店を経営する事業者の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。**

参考

一般型免税店を経営する事業者は、自らその販売場で免税販売手続を行うほか、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者に委託して行わせること(これを併用すること)もできます。

免税手続カウンター(承認免税手続事業者)に委託した場合のイメージ



(4) 振替処理

- 商品販売時に課税売上げとした取引は、税関確認情報の保存により免税要件を満たすこととなりますので、その後に**免税売上げに振り替える必要**があります。この振替処理については、次の①の方法によるほか、②の方法によっても差し支えありません。

① 税関確認情報の取得の都度、その税関確認情報に対応する課税売上げを免税売上げに振り替える処理例

・ 販売時			
現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000
・ 上記販売に対応した振替処理			
売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

② 月次等の一定のタイミングで一括して振り替える処理例

・ 販売時			
現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000
・ ○月分の税関確認情報に基づく月次振替			
売上（課）	5,000,000	売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	500,000

参考 上記②処理例において、一括振替前に（例えば月の途中で税関確認情報を取得したため）返金が生じる場合

・ 振替前の返金時			
仮払金	200,000	現預金	200,000
(注) 仮払金ではなく、仮受消費税を直接消し込む処理でも問題ありません。			
・ ○月分の税関確認情報に基づく月次振替			
売上（課）	5,000,000	売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	300,000
		仮払金	200,000

- 商品販売時に課税売上げとした取引について、その取引を行った課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合（例えば、免税対象物品の販売をX1期で行い、税関確認情報の保存が翌期（X2期）となった場合）には、その販売を行った期（X1期）の申告を修正するのではなく**税関確認情報を保存した期（X2期）において調整する方法も認められます**（ただし、その処理を継続して行う必要があります。）。

具体的には、次のような処理例が考えられます。

・ X1期 販売時			
現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000
・ X1期 申告・納税時			
仮受消費税	1,000	現預金	1,000
・ X2期 税関確認情報保存時			
売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000
・ X2期 返金時			
未払金	1,000	現預金	1,000

(5) 出国時の免税購入対象者の手続

- 免税購入対象者は、免税対象物品の購入日から90日以内の出国時に、出国する空海港で次のとおり手続を行います（注）。

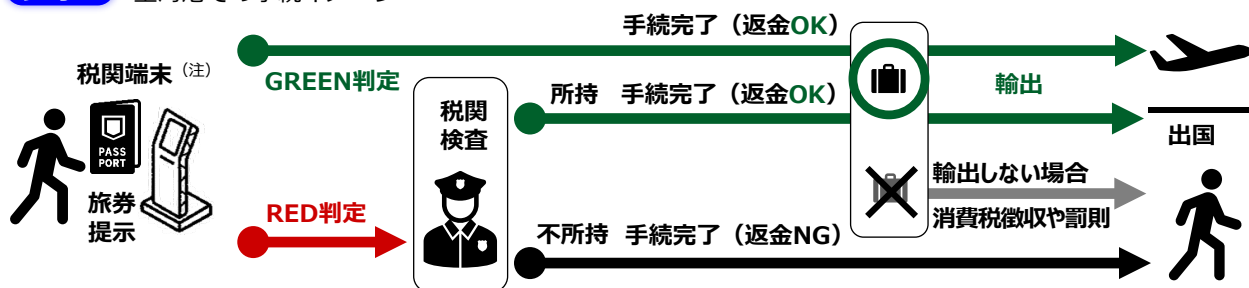
- ① 出国する空海港に設置してある免税手続用の端末に旅券を読み込ませます。
- ② 免税手続用の端末の画面上に税関検査の要否判定が表示され、
 - ・ 検査が不要と判定された場合（いわゆるグリーン判定）、税関での確認手続は終了となります。
 - ・ 検査が必要と判定された場合（いわゆるレッド判定）、税関の検査場所で免税対象物品の持出し確認を受けます。

税関の確認を受けた免税対象物品が輸出されないこととなった場合には、税関において、免除された消費税額に相当する消費税が免税購入対象者から徴収されることとなります。さらに正当な理由なく、その免税対象物品を遅滞なく輸出しなかった場合には、罰則の適用対象とされます。

（注） 購入日から90日以内とは、購入日の翌日から計算して90日目までの期間をいいます。例えば、11月1日に購入した物品については、翌年1月30日が税関での確認期限となります。

なお、税関の確認を受ける免税購入対象者には、免税販売手続後に免税購入対象者に該当しないこととなった者を含みます。

参考1 空海港での手続イメージ



（注） 特に旅行者の多い空港（成田、羽田、関西、中部、新千歳、福岡、那覇空港）では、空港に設置してある免税手続用の端末のほか、国際線出発ロビーの手続専用無線LANに接続可能なエリア内（保安検査場前まで）において、免税購入対象者のスマートフォン等によりオンラインで（Visit Japan Webを通じて）税関での確認手続を行える仕組みが関係省庁において検討されています。

この仕組みでは、免税購入対象者のスマートフォン等を通じて、免税店での購入履歴（購入記録情報）や税関での確認の結果Green判定となり返金手続きの対象となる購入記録情報の明細を免税購入対象者において確認できることとする予定です（購入記録情報に任意項目として追加された「販売場名称（英語表記）」を免税店を運営する事業者側で設定した場合、この明細に表示されます。）。

- 税関による免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことの確認は、購入記録情報を単位（注）として行われます。したがって、税関での確認を受ける際に、同一の購入記録情報に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、その購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について、免税購入対象者はその確認を受けることはできず、免税店を運営する事業者も税関確認情報を取得することはできないため、その購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について免税の適用は受けられません。

（注） 購入記録情報の単位とは、一の販売（領収）単位（基本的には、取引ごとに領収書やレシート等の書類を交付することが一般的であると考えられますので、このような取引の単位）をいいます。

- ### 参考2
- 例えば次のような取引（A、B、Cの3つの商品を販売）について購入記録情報が作成され、税関での確認の結果、Cのみ不所持（A及びBは所持）だった場合、この取引の全て（A、B、Cの3つの商品）について、確認を受けることができないこととなります。

領収書 (レシート)			
〇〇SHOP △△店			
2026年12月5日 AM10:40			
品名A	×1	3,000	← 所持○
品名B	×1	75,000	← 所持○
品名C	×1	13,000	← 不所持×
		(合計)	91,000
⋮			



領収書 (レシート)			
〇〇SHOP △△店			
2026年12月5日 AM10:40			
品名A	×1	3,000	← 所持○
品名B	×1	75,000	← 所持○
品名C	×1	13,000	← 所持○
		(合計)	91,000
⋮			

2 免税店になるための準備

(1) 免税店について

免税店の種類（区分）






輸出物品販売場（免税店）制度とは、免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の免税購入対象者に対して、その販売場において、免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です。リファンド方式における**免税店の種類（区分）**は「**一般型**」と「**自動販売機型**」になります。

区分	説明
一般型免税店 	自動販売機型免税店以外の免税店をいいます。
自動販売機型免税店 	一定の基準を満たす自動販売機によってのみ免税販売手続が行われる免税店をいいます。

免税店の許可申請手続

既に免税店の許可を受けている事業者の方はこちら（10頁）もご確認ください 

リファンド方式において、免税店の許可を受けるためには「輸出物品販売場許可申請書」に**次の書類（注1）**を添付して、事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

添付書類		
一般型免税店		自動販売機型免税店
自ら販売場で免税販売手続を行う場合	免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合（注2）	
販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類【免税販売手続マニュアルなど】 	その委託に関する契約書の写し【免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写しなど】 	販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類【自動販売機設置契約書の写しなど】 
上記のほか、購入記録情報の提供等を、 【自ら行う場合：販売場において使用する事務のマニュアル及び端末操作要領など】  【承認送受信事業者に委託して行わせる場合：その委託に関する契約書の写しなど】 		

また、許可を受けるためには、次の要件の全てを満たしていることが必要です。

許可要件	
一般型免税店	自動販売機型免税店
<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限ります。）が経営する販売場（注3）であること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと。 ✓ 免税店の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他免税店を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。 ● 免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備されていること（注4）。 ● 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること（注5）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● （同左） ✓ （同左） ✓ （同左） ● 免税販売手続及び購入記録情報の提供を行うことができる機能を有する自動販売機の基準として財務大臣が定める基準を満たす一の自動販売機（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限ります。）のみを設置する販売場であること。

（注）1 この表に示しているもののほか、許可要件の確認のために追加資料の提示又は提出をお願いする場合があります（例：消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料）。

2 リファンド方式において、免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合の手続等については、1(3)「**免税販売手続の委託**」(6頁)を参照ください。

3 **販売場**とは、一定の場所に実在する販売場をいい、例えばインターネットのウェブサイト上に設けられた商品販売の場所は販売場に該当しません。

4 免税販売手続に係る事務を**承認免税手続事業者に委託して行わせる場合**、その委託に関する契約が締結されているケースがこれに該当します。

5 購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に係る事務を**承認送受信事業者に委託して行わせる場合**、その委託に関する契約が締結されているケースがこれに該当します。

参考1 リファンド方式移行のためのフローチャート

リファンド方式移行（令和8年11月1日）前に免税店の許可を受けた事業者の方の現在（リファンド方式移行までの間）のステータスに応じ、リファンド方式移行に向け必要となる税務署への申請届出対応について、以下のフローチャートでご確認ください。



- (注) 1 手続委託型免税店は、事業者間の現在の委託関係等に変更がなければ、特段の手続なく現行制度で委託している承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることが可能です。さらに、令和8年10月31日に一般型又は手続委託型免税店とみなされる臨時販売場に係る承認を受けている事業者は、同年11月1日において新制度における一般型免税店とみなされる臨時販売場に係る承認を受けたものとみなされます。
- 2 令和8年10月31日までに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出の場合、同日をもって免税店許可の効力が失われます。このようなケースにおいてはリファンド方式後、改めて「輸出物品販売場許可申請書」を提出する必要があります。

参考2 リファンド方式移行後の免税店等に関する変更手続

変更内容		必要な手続	
		現行制度	リファンド方式
免税店を移転する		免税店の廃止手続を行った上で、移転先で改めて免税店の許可申請書を提出	変更届出書を提出
一般型免税店が免税手続カウンターの利用を始める	利用後、自ら免税販売手続は実施しない場合	一般型免税店の廃止手続を行った上で、改めて手続委託型免税店の許可申請書を提出	
	利用後も自ら免税販売手続を実施する(併用する)場合	現行制度では併用不可	
利用している免税手続カウンター(承認免税手続事業者)を変更する		手続委託型免税店の廃止手続を行った上で、改めて手続委託型免税店の許可申請書を提出	
承認送受信事業者を変更する		購入記録情報の提供方法等の変更届出書を提出	

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」について

- 現行制度において、免税販売を行うためには「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出（免税販売手続電子化対応）が必要となりますが、令和8年11月1日以降にリファンド方式に対応した「輸出物品販売場許可申請書」を提出する場合には、この届出書の提出は不要となります。



(提供方法等の届出書はこちら)

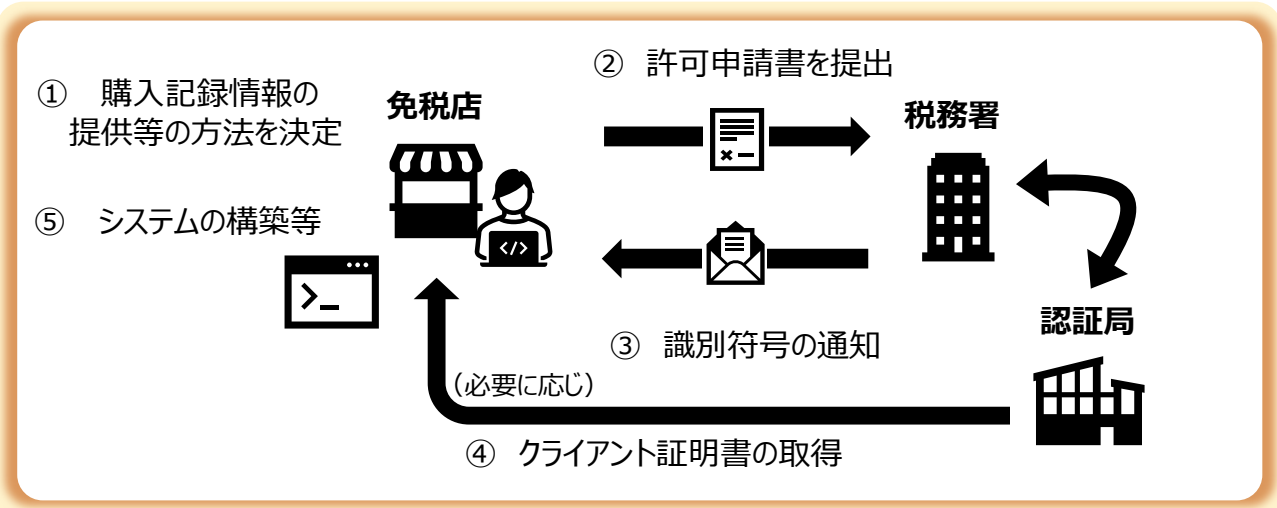
- この届出書の「電子証明書の発行の要否」欄に「必要」のチェックを付した場合は、電子証明書（クライアント証明書）が国税庁から委託を受けた認証局から発行されます。具体的な流れについては、2(2)「購入記録情報の提供等」(11頁)を参照ください。
- 識別符号の通知及びクライアント証明書の発行については、一定の期間が必要となりますので、時間的余裕を持って納税地の所轄税務署長に届出書を提出してください。

(2) 購入記録情報の提供等

免税店を経営する事業者は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供しなければなりません。

具体的には、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し、購入記録情報をデータで送信することとなります。この購入記録情報を提供するには、「輸出物品販売場許可申請書」に「購入記録情報の提供等の方法」を記載して、納税地を所轄する税務署長に対して申請を行い、**識別符号の通知等を受ける必要があります**(注)。

これらの手続等の流れを示すと次の①～⑤のとおりです。



(注) 購入記録情報の提供のほか、税関確認情報の取得を行う場合にも識別符号等は必要となります。税関確認情報の取得について、詳しくは **3(1)②「税関確認結果照会インターフェース」**(16頁)を参照ください。以下、この**(2)購入記録情報の提供等**において購入記録情報の提供と税関確認情報の取得を合わせて「**購入記録情報の提供等**」といいます。

① 購入記録情報の提供等の方法の決定

購入記録情報の提供等は、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに購入記録情報をデータで送信する方法等で行います。したがって、購入記録情報の提供等のためには、インターネット環境等が必要となるほか、システム対応の状況、送信環境、利用機器等を踏まえて、購入記録情報の提供等の方法を決定する必要があります。

具体的には**次のいずれかの方法で対応**することが考えられます。

1 購入記録情報の提供等を自ら実施する

免税店を経営する事業者が、購入記録情報を免税販売管理システムへ送信等するためのソフトウェア・アプリケーションを構築し、**事業者自ら、購入記録情報を免税販売管理システムへ送信等する方法**です。

この場合、「輸出物品販売場許可申請書」を納税地の所轄税務署長へ提出し、識別符号の通知を受け、**必要に応じて電子証明書（クライアント証明書）の発行**を受けます。

なお、ソフトウェア・アプリケーションは、自ら構築（**自社システム使用**）するほか、利用機器や既存システムとの接続可否を踏まえて、他の事業者が提供する送信用ソフトウェア・アプリ等のシステムを取得、利用できるようにセットアップする方法（**他社システム使用**）も考えられます。

2 購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託する

免税店を経営する事業者が「承認送受信事業者」との間で購入記録情報の送信等に係る契約を締結し、**承認送受信事業者を介して購入記録情報を免税販売管理システムへ送信等する方法**です。この場合、「輸出物品販売場許可申請書」を納税地の所轄税務署長へ提出し、識別符号の通知を受ける必要がありますが、上記1と異なり、**クライアント証明書の発行を受ける必要はありません**。

② 所轄税務署長への許可申請書の提出

上記①で決めた具体的な提供等の方法を踏まえて、免税店を経営する事業者は「輸出物品販売場許可申請書」を納税地の所轄税務署長に提出します。

③ 所轄税務署長からの識別符号の通知

上記②の許可申請に基づき免税店の許可がなされた場合、所轄税務署長からその許可通知とともに、**免税店ごとの識別符号が通知**されます。この識別符号は、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなるほか、税関確認情報の取得を行う際にも必要となりますので、通知された識別符号は適切な管理が必要となります。

なお、**臨時販売場**（7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。）については、**設置する全ての臨時販売場に共通の識別符号**となります。

（上記①で「1 購入記録情報の提供等を自ら実施する」を選択した場合）

④ 免税販売管理システム専用のクライアント証明書の取得

免税販売管理システムでは、**クライアント証明書による認証**を行います。

したがって、免税販売管理システムとインターネット回線等により直接接続する送信機器を有する場合は、免税販売管理システム専用のクライアント証明書の発行を受けて、送信機器に事前にインストールしておく必要があります（注）。

（注） 上記①で「1 購入記録情報の提供等を自ら実施する」を選択し、**クライアント証明書の発行が必要な場合は、上記②の許可申請書に必要事項を記載**します。他方、例えば複数の免税店を経営する事業者が、本社で集約して購入記録情報を送信する場合で既に本社システムにクライアント証明書がインストールされているケースでは、改めてクライアント証明書の発行を受ける必要はありません。

上記①で「2 承認送受信事業者に委託する」を選択した場合、**クライアント証明書の取得は不要**です。

⑤ 送信システムの構築等、送信ソフトのセットアップ

上記②～④の手続と並行して、購入記録情報の提供等を行うための送信システムの構築や、送信ソフトウェア等のセットアップ等の**必要なシステム対応**を行います。上記①で「2 承認送受信事業者に委託する」を選択した場合には、承認送受信事業者に相談してください。

● クライアント証明書の有効期限等

クライアント証明書の有効期限は、**3年間**（発行日から3年後の月末日）です。引き続きクライアント証明書を利用する場合は、有効期間が満了する前に、新しいクライアント証明書への更新作業を実施する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページの「国税庁認証局（クライアント証明書発行手続等について）」を参照ください。なお、国税庁や認証局が、クライアント証明書の**利用料金を徴収することはありません**。

● 1店舗に複数の送信機器を有する場合のクライアント証明書の発行手続

購入記録情報の提供等に係る送信機器にインストールするクライアント証明書については、一つの識別符号に対して1通となります。クライアント証明書は、**複製することで複数の送信機器にインストールできます**。したがって、同じ販売場内の送信機器ごとにクライアント証明書の発行を受ける必要はありません。

● 承認送受信事業者について

承認送受信事業者については、**観光庁ホームページ（免税販売手続の電子化特設サイト）にその一覧が掲載**されています。

なお、観光庁ホームページにも注記されているとおり、この一覧は、システム事業者からの申告に基づき取りまとめたものですので、国としてこの一覧に掲載されている事業者の認可や保証等を表すものではありません。



（観光庁HP）

(3) 許可申請書の記載例

- リファンド方式に対応した許可申請書（令和8年11月1日以降に許可を受ける場合）は、**令和8年10月1日**から提出を受け付ける予定です。
- **本様式は令和7年12月1日時点の内容に基づいて作成しているイメージであるため、今後変更される場合があります。**
- パソコンからe-Taxソフトで許可申請書を作成の上、提出することもできますので、ぜひご活用ください。

設例：

- 「一般型免税店」を設置
- 免税手続きカウンターは利用しない
- 購入記録情報の提供等を**自ら実施**

輸出物品販売場許可申請書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	麴町	税務署長	法人番号	△△△△△△△△△△△△△△	
フリガナ (氏名又は名称)	コケイショウジ カブシカイク		フリガナ (代表者氏名)	コケイ タロ	
氏名又は名称	国税商事 株式会社		代表者氏名	国税 太郎	
郵便番号	100	-	△△△△	電話番号	03-△△△△-△△△△
フリガナ (納税地)	トウキョウト チョダク カスミガセキ 3-1-1				
納税地	東京都千代田区霞が関3-1-1				

下記のとおり、輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。

輸 出 物 品 販 売 場 の 情 報	郵便番号	100	-	××××	電話番号	03-××××-××××
	販売場の所在地	東京都千代田区大手町○-○-○				
	販売場の名称	免税ストア 大手町店				
	許可の区分	1	← 以下の該当番号を記載してください。 1：一般型輸出物品販売場 2：自動販売機型輸出物品販売場			
購 入 記 録 情 報 の 提 供 等 の 方 法	「1：一般型」を選択し、販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合に記載してください。	承認免税手続の氏名又は承認免税手続事業者の納税地				
	「2：自動販売機型」を選択した場合に記載してください。	指定自動販売機識別番号				
	申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合に記載してください。	電子証明書の発行の可否	1	← 以下の該当番号を記載して 1：必要 2：不要		
参 考 事 項	フリガナ	ケーオーケーゼットイーアイアットマークオーードットジエイピー				
	電子メールアドレス (80文字以内)	kokuzei @ co.jp				
承認送受信事業者の識別符	記載不要					
承認送受信事業者の氏名又は名称	記載不要					
参考事項						
税理士署名				電話番号	- -	

免税手続きカウンター（承認免税手続事業者）に免税販売手続を委託して行わせる場合に記載します。この設例では免税手続きカウンターを利用しないため、記載は不要です。

自動販売機型免税店の許可申請である場合に記載します。この設例では「一般型免税店」を設置するため、記載は不要です。

記載不要

「2：不要」とは、例えば、複数の免税店を経営する事業者が、本社で集約して購入記録情報を送信する場合で既に本社システムに電子証明書（クライアント証明書）がインストールされているケース等で選択します。

- アルファベット毎のフリガナを記入します。
- メールアドレスは、クライアント証明書の発行を受ける際の担当者用のものでも問題ありません。
- 上段の「電子証明書の発行の可否」欄において、「2：不要」を選択された方は、電子メールアドレスの記入は不要です。

設例：

- 「一般型免税店」を設置
- 免税手続きカウンターは利用しない
- 購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託

輸出物品販売場許可申請書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	麹町	税務署長	法人番号	△△△△△△△△△△△△△△	
フリガナ (氏名又は名称)	コウゲイショウジ カブシカイシャ		フリガナ (代表者氏名)	コウゲイ 太郎	
氏名又は名称	国税商事 株式会社		代表者氏名	国税 太郎	
郵便番号	100	-	△△△△	電話番号	03-△△△△-△△△△
フリガナ (納税地)	トウキョウト チヨタク カスミガセキ 3-1-1				
納税地	東京都千代田区霞が関3-1-1				

下記のとおり、輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。

輸出品	販売場の所在地	郵便番号	必ず記載してください	100 - ××××	電話番号	03-××××-××××
	所在地	東京都千代田区大手町〇-〇-〇				
販売場	販売場の名称		免税ストア 大手町店			
	許可の区分	1	← 以下の該当番号を記載してください。 1：一般型輸出物品販売場 2：自動販売機型輸出物品販売場			
情報	該当する場合に記載してください	「1：一般型」を選択し、販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合に記載してください。				
	承認免税手続の氏名又は名称	免税手続きカウンター（承認免税手続事業者）に免税販売手続を委託して行わせる場合に記載します。 この設例では免税手続きカウンターを利用しないため、記載は不要です。				
購入記録情報の提供等の方法	承認免税手続の納税地	自動販売機型免税店の許可申請である場合に記載します。 この設例では「一般型免税店」を設置するため、記載は不要です。				
	「2：自動販売機型」を選択した場合に記載してください。	指定自動販売機の指定番号				
参考事項	指定自動販売機識別情報	自動販売機型番号				
	該当するいずれかの欄に記載してください	申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合に記載してください。				
電子証明書の発行の可否	電子証明書の発行の可否	← 以下の該当番号を記載してください。 1：必要 2：不要				
	「電子証明書の発行の可否」欄で「1」を選択した場合に記載してください。					
フリガナ	フリガナ					
	電子メールアドレス (80文字以内)	@				
承認送受信事業者の識別符号	△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△					
承認送受信事業者の氏名又は名称	国税通信 株式会社					
契約した承認送受信事業者の「識別符号」及び「氏名又は名称」を記入します。						

記載不要

の許可申請書例書

3 免税販売管理システム

免税販売管理システムは、免税店を経営する事業者等から免税販売手続の都度、送信される購入記録情報の受付等を行うための国税庁が運用するシステムです。

以下では、免税販売管理システムのうち、**免税店を経営する事業者又はその事業者から委託を受けた承認送受信事業者が対応すべき内容について、その概要を説明**します。

さらに詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページ（リファード方式特設サイト）に掲載している「免税販売管理システム A P I 仕様書（令和8年11月1日以後譲渡日分）」をご確認ください。



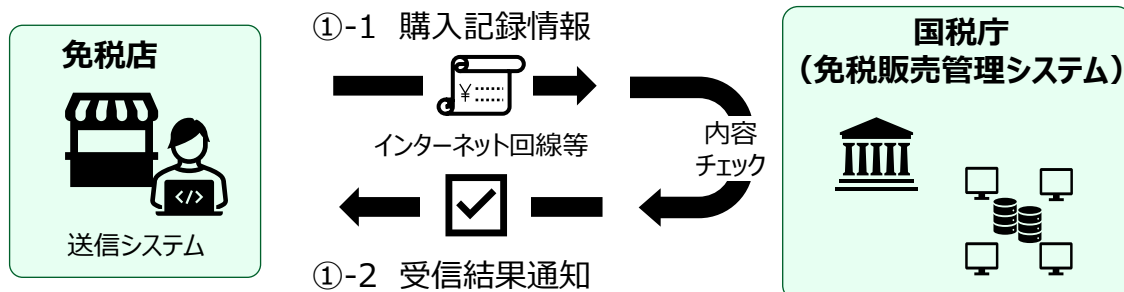
(1) 免税販売管理システムの仕組み

免税店を経営する事業者又はその事業者から委託を受けた承認送受信事業者は、次の①及び②のインターフェースに対応する必要があります。

① 購入記録情報インターフェース

免税販売管理システムでは、24時間365日購入記録情報を受信し、所定の内容チェックを行い、エラーがなければ購入記録情報を受け付け、**受信結果通知を送信機器に返却**します。受信結果通知の返却は数秒から10秒程度を想定しています。

なお、免税販売管理システムは、購入記録情報を作成し、送信する機能はありませんので、送信システムは事業者において準備していただく必要があります。



● 購入記録情報の都度送信について

例えば、購入記録情報を免税販売手続の都度、**即時に送信せずに、バッチ処理等により複数データを一括して送信した場合は、仮に免税販売管理システムで正常に受け付けたとしても、免税販売の要件を満たしません。**

● 受信結果通知について

✓ 購入記録情報を受け付けている場合

受信結果通知には、「処理結果」に「OK」と設定しており、「受付番号」が付されています。購入記録情報は正常に受け付けていますが、「ワーニングコード」が設定されている場合は、データの確認が必要となります。

✓ 購入記録情報を受け付けていない場合（業務エラー）

受信結果通知には、「処理結果」に「NG」と設定しており、「エラーコード」が付されています。「エラーコード」に従ってデータの確認・補正等を行い、再度購入記録情報を送信する必要があります。

✓ 購入記録情報を受け付けていない場合（システムエラー）

受信結果通知には、「処理結果」等の表示がありません。データ形式の不備やシステム障害が考えられます。H T T Pステータスコード等により原因を解明し、再度購入記録情報を送信する必要があります。

② 税関確認結果照会インターフェース



税関長は、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことの確認をした場合には、購入記録情報ごとに、遅滞なく、その旨の情報（税関確認情報）を国税庁（免税販売管理システム）に提供するものとされ、税関確認情報の提供を受けた国税庁は、免税販売管理システムを通じて、遅滞なく、その税関確認情報を、免税店を経営する事業者提供するものとされます。

この提供方法については、クライアント証明書をインストールした機器から行われるリクエストに対し、免税販売管理システムを通じて行うこととなります。



● 税関確認結果の取得方法について

免税店を経営する事業者又は承認送受信事業者が、国税庁（免税販売管理システム）から税関確認結果（注1）を取得する仕組みは、**事業者側からのリクエスト（注2）に基づきデータ提供する方式（Pull型API連携）**となります。この方式は次の2種類があります。

方式	説明
日時指定	「送信者識別符号（又は販売場識別符号）」及び「税関確認情報登録日時（自至）」でリクエストを行い、「税関確認情報登録日時（自至）」の範囲内（最大31日以内）でリクエスト条件と一致する税関確認結果を免税販売管理システムから返却する方式（1回のリクエストで照会できる件数は最大1,000件です。）。
取引指定	「送信者識別符号」、「販売場識別符号」及び「送信番号」でリクエストを行い、条件と一致する税関確認結果を免税販売管理システムから返却する方式（1回のリクエストで照会できる件数は1件です。）。

（注）1 国税庁（免税販売管理システム）から返却する税関確認結果には、「税関確認情報区分」が含まれており、この「税関確認情報区分」には、次の2種類があります。

区分	内容
税関確認情報である「 税関確認済 」	<ul style="list-style-type: none"> 免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて、購入日から90日以内に税関の確認を受けることができたもの
税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「 免税不可 」	<ul style="list-style-type: none"> 税関での確認により免税対象物品を持ち出さない（輸出しない）ことが確認できたもの 免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて、購入日から90日以内に税関の確認を受けることができなかったもの

2 税関確認結果を照会（リクエスト）できるのは、

- ・ 免税店を経営する事業者の場合はその経営する免税店の購入記録情報
- ・ 承認送受信事業者の場合は契約に係る免税店ごとに代理して送信した購入記録情報

に係る税関確認結果となります。また、リクエスト条件が権限の範囲内であるか否かのチェックについては、クライアント証明書の資格情報の識別符号も使用しています。

そのため、リクエスト条件に、クライアント証明書の資格情報の識別符号が含まれない場合（リクエスト条件に事業者自身の識別符号を設定しない場合）、権限外としてエラーとなりますので、ご注意ください。

● 税関確認結果の件数が1,000件を超えていた場合について

- ✓ 日時指定の方式でリクエスト条件と一致する税関確認結果の件数が1,000件を超えていた場合は、エラーとなり、税関確認結果は返却されません。このような場合には「税関確認情報登録日時（自）」、「税関確認情報登録日時（至）」の期間を短くするなどリクエスト条件を見直して、**再度1,000件以内**となるようにリクエストしてください。
- ✓ 税関確認結果照会のリクエスト内容は、受付時に購入記録情報と同様、チェックを行っており、チェック条件を満たさない場合にはエラーコード又はH T T Pステータスコード等が返却されます。この場合、これらのコードに基づき、データの修正等を行い、再度税関確認結果のリクエストを行う必要があります。

(2) リファンド方式への移行に伴うAPI仕様書の主な変更点



リファンド方式への移行に伴い、API仕様書の内容に次のような変更があります。

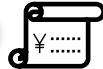
この変更は、**令和8年11月1日以降に行う取引**が対象となります。そのため、令和8年10月31日までの取引は、購入記録情報インターフェースのver1又はver2（現行制度対応）で行う必要があります。

① 税関確認結果照会インターフェースの追加



前頁(1)②の「税関確認結果照会インターフェース」が新たに追加されます。

② 購入記録情報インターフェースの変更



購入記録情報について、リファンド方式に対応した**ver3のインターフェース**に移行することとなります。これに伴い、主に次の点について変更されます。

- **旅券番号**の提供の**義務化**（許可書番号の提供の廃止）
- 免税購入対象者が**日本国籍を有する者**である場合の購入記録情報の**提供項目の変更**
- 購入記録情報に設定できる**任意項目**として、「**商品分類**」や「**販売場名称（英語表記）**」を追加
- **単価100万円（税抜価額）以上**の免税対象物品に係る**商品情報詳細等の提供の義務化**
- **米軍構成員**の在留資格コードを「99（その他）」から「**96（米軍構成員）**」として**コード値を独立**
- 消耗品、一般物品に係る**区分の廃止**
- 購入記録情報の提供対象から**直送制度の対象**となる物品や**出国予定**に係る**情報を削除**
- **返品等が生じた場合**の購入記録情報の取消/訂正方法を「**洗替方式**」に統一

● 送信した購入記録情報の取消しや訂正について

免税購入対象者に免税対象物品を販売し、国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供した後、送信した購入記録情報に誤りがあり、取消し又は訂正を行う場合、現行制度では次のいずれかの方法により行うこととされています。

- ① 当初の購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、訂正後の購入記録情報を送信する方法（**洗替方式**）
- ② 当初の購入記録情報との差分データを送信する方法（**差分方式**）

リファンド方式においては①の「**洗替方式**」により行うこととなりますので、当初の購入記録情報の取消データ送信後に訂正（洗替）後の購入記録情報を送信する必要があります。具体的には、次のとおり対応します。なお、免税店での販売日から90日を超えた購入記録情報、税関確認結果が登録されている購入記録情報の取消しはできません。

✓ 送信した購入記録情報の取消し

当初の購入記録情報の取消データについては、以下のとおりに設定して送信します。

- 「登録取消区分」=「9」
- 「取消前送信番号」、「取消前送信者識別符号」、「取消前販売場識別符号」にそれぞれ取り消したい購入記録情報の「送信番号」、「送信者識別符号」、「販売場識別符号」と同じ値を設定します。
- 「国籍」、「旅券番号」、「譲渡年月日」、「酒税適用有無（全体）」にそれぞれ取り消したい購入記録情報と同じ値を設定します。

✓ 送信した購入記録情報の訂正

送信した購入記録情報の訂正を行う場合は、当初の購入記録情報に係る取消データ（設定は上記「送信した購入記録情報の取消し」のとおりに）を送信した上で、改めて、訂正後の購入記録情報を送信する方法にて行ってください。

(3) 購入記録情報

購入記録情報項目一覧

ヘッダ情報			販売場情報		
1	○	送信者識別符号	27	○	事業者氏名名称
2	○	送信者識別符号区分	28	○	事業者納税地
3	○	送信番号	29	○	譲渡年月日
4	○	手続ID	30		譲渡時刻
5	○	バージョン	31		伝票番号
共通			32	○	合計額
6	○	登録取消区分	33	○	酒税適用有無（全体）
7	△	取消前送信番号	34	△	酒税免税対象販売合計額
8	△	取消前送信者識別符号	35	△	酒税免税対象酒類総本数
9	△	取消前販売場識別符号	36		備考
旅券等情報			物品情報（繰り返し項目）		
10	○	氏名	38	○	物品一連番号
11	○	国籍・地域	39	○	品名
12	○	生年月日	40		JANコード
13	○	在留資格	41	○	数量
14	○	上陸年月日	42		単位
15	○	旅券等種類	43		単価
16	○	旅券番号	44	○	販売価額
17		日本国籍非居住者の場合の証明書区分	45	○	消費税軽減税率対象区分
18		国外転出年月日	46	○	酒税適用有無（物品）
販売場情報			47	△	（酒税）品目分類
19	○	販売場識別符号	48		（酒税）アルコール分
20	○	販売場区分	49	△	（酒税）税率
21		合算区分	50	△	（酒税）容器容量
22	○	販売場名称	51	△	（酒税）本数
23		販売場名称（英語表記）	52		商品分類
24	△	自動販売機指定番号	53	△	商品情報詳細
25	△	自動販売機管理番号	54	△	商品情報詳細（シリアルナンバー）
26	○	販売場所在地			

(注) ○印項目は入力が必要です。△印項目は、条件により必須項目となります。

ヘッダ情報

下線部分が主な変更点です。

1 送信者識別符号

税務署から通知を受けた購入記録情報を送信する者の21桁の識別符号を設定します。

複数の免税店を営業者の場合その他複数の識別符号の通知を受けている場合、いずれの輸出品販売場識別符号を用いても差し支えありません。

なお、参照可能な税関確認情報の範囲は、自身が送信した購入記録情報に紐づく税関確認情報、又は自身が営業者等免税店等に係る購入記録情報に紐づく税関確認情報となります。

2 送信者識別符号区分

免税店を営業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者が直接送信する場合は「0」を、承認送受信事業者が送信する場合は「1」を設定します。

3 送信番号

項目「送信者識別符号」と項目「送信番号」で送信者が購入記録情報を特定できるよう、送信時刻に任意の「通番」を結合して次のように17桁で設定します。

yyyymmddhhMMssXXX (yyyymmdd=送信年月日、hhMMss=送信時分秒、XXX=通番)

4 手続ID

A（購入記録情報）を設定します。

5 バージョン

「3」を設定します。

共通

6 登録取消区分

購入記録情報を登録する場合には「1」を、取り消す場合には「9」を設定します。

7 取消前送信番号

取消前購入記録情報を特定するための送信番号であり、次のように設定します。

yyyymmddhhMMssXXX (yyyymmdd=送信年月日、hhMMss=送信時分秒、XXX=通番)

8 取消前送信者識別符号

項目「登録取消区分」の値が9の場合に取消前購入記録情報を特定できるよう、送信者識別符号を設定します。

9 取消前販売場識別符号

項目「登録取消区分」の値が9の場合に取消前購入記録情報を特定できるよう、販売者識別符号を設定します。

旅券等情報

10 氏名

免税購入対象者から提示を受けた旅券等に記載された氏名を設定します。

11 国籍・地域

免税購入対象者から提示を受けた旅券等に記載された国籍・地域を次のとおり設定します。旅券（パスポート）又は船舶観光上陸許可書（旅券（パスポート）の写しの添付又は裏面印刷があるもの）である場合は旅券（パスポート）のマシン・リーダブル・ゾーンの2行目に表示されている国籍情報を設定します。ただし、国籍情報が3桁以外の場合又は旅券（パスポート）にマシン・リーダブル・ゾーンがない場合は、ISO3166-1 alpha-3に従った国コードを設定します。

12 生年月日

免税購入対象者から提示を受けた旅券等に記載された生年月日を設定します。

13 在留資格

免税購入対象者から提示を受けた旅券等で確認した在留資格等を、次のコード表「在留資格コード」（2桁）から選択して設定します。

コード	在留資格名等	備考
11	短期滞在	出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格 （「18」～「85」は使用不可）
14	外交	
17	公用	
91	上陸許可書による入国	船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書
95	非居住者に該当する日本国籍の者	日本国籍を有する多重国籍者の場合で、日本国旅券以外の旅券で入国している者は含みません。
96	米軍構成員	米軍構成員
99	その他	当コードを設定した場合は、購入記録情報インターフェースの「備考」項目に在留資格名等を設定します。（例）寄港地、通過

14 上陸年月日

免税購入対象者から提示を受けた旅券等で確認した上陸年月日（yyyymmdd（年月日））を設定します。

15 旅券等種類

次のように設定します。「1」=旅券（パスポート）、「2」=船舶観光上陸許可書及び旅券（旅券の写しを含みます。）、「4」=乗員上陸許可書及び旅券、「5」=緊急上陸許可書及び旅券、「6」=遭難による上陸許可書及び旅券、「7」=二次元コード ※「3」は欠番

16 旅券番号

免税購入対象者から提示を受けた旅券に記載された番号を設定します。

17 日本国籍非居住者の場合の証明書区分

免税店で日本国籍非居住者から提示を受けた証明書の証明書区分を次のように設定します。

「1」=在留証明、「2」=戸籍の附票の写し、「3」=マイナンバーカード

18 国外転出年月日

免税店で免税購入対象者から提示を受けた証明書に記載された国外転出予定年月日又は国外定住日を設定します。

19 販売場識別符号

免税購入対象者に対して免税販売手続を行う免税店に付された輸出物品販売場識別符号（臨時販売場については、臨時販売場を設置しようとする事業者に対して通知された臨時販売場の識別符号）を設定します。

20 販売場区分

承認免税手続事業者への免税手続の代理の有無、自動販売機型の該当の有無について、次のように設定します。

「0」=免税販売手続の代理なし、「1」=承認免税手続事業者に代理、「2」=自動販売機型免税店

21 合算区分

項目「販売場区分」の値が1の場合、免税手続カウンターにおいて、複数の免税店（免税店とみなされる臨時販売場を含みます。）で販売した商品について合計して免税下限額以上であるかを判定したか否かを、合計判定なしの場合は「0」を、合計判定ありの場合は「1」を設定します。

22 販売場名称

免税購入対象者に対して免税販売手続を行う免税店又は臨時販売場の名称を設定します。

23 販売場名称（英語表記）

免税購入対象者に対して免税販売手続を行う免税店又は臨時販売場の名称（英語表記）を設定します。

24 自動販売機指定番号

項目「販売場区分」の値が2の場合、自動販売機型免税店（自動販売機型免税店とみなされる臨時販売場を含みます。）での免税販売手続を行う自動販売機について、国税庁長官が観光庁長官と協議の上指定した際（国税庁長官告示）にその自動販売機の機種に付された行政上の指定番号を設定します。

25 自動販売機管理番号

項目「販売場区分」の値が2の場合、自動販売機型免税店（自動販売機型免税店とみなされる臨時販売場を含みます。）での免税販売手続を行う自動販売機について、「自動販売機型輸出物品販売場における指定自動販売機に係る仕様書」に基づき、1台ごとに管理者等が設定・表示等した15桁英数の管理番号を設定します。

26 販売場所在地

免税購入対象者に対して免税販売手続を行う免税店又は臨時販売場の所在地を設定します。自動販売機型免税店について、同一住所に複数の自動販売機を設置する場合は、設置場所、販売商品など、自動販売機を特定する情報を追加します。

27 事業者氏名名称

免税購入対象者に対して免税販売手続を行う免税店を運営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者の氏名又は名称を設定します。

28 事業者納税地

免税購入対象者に対して免税販売手続を行う免税店を運営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者の消費税法における納税地を設定します。

29 譲渡年月日

免税購入対象者に対して免税販売手続を行った年月日を設定します。

30 譲渡時刻

免税購入対象者に対して免税販売手続を行った時刻を設定します。

31 伝票番号

レシートに表示した番号等、免税店と免税対象物品を購入した免税購入対象者とが取引の事実を共有した書類等に付された識別番号等を設定します。

32 合計額

販売価額（税抜き）の合計額（単位は円）を設定します。

33 酒税適用有無（全体）

酒税の免税の適用がある酒類の販売が含まれているか否かを、酒税の免税の適用がない場合は「0」を、酒税の免税の適用がある場合は「1」を設定します。

34 酒税免税対象販売合計額

酒税の免税の適用がある酒類の販売価額の合計額（単位は円）を設定します。

35 酒税免税対象酒類総本数

酒税の免税の適用がある酒類の総本数を設定します。

36 備考

項目「在留資格」において「99」=その他を設定した場合に、具体的な在留資格名等を設定します。また、災害その他やむを得ない事情により、免税販売手続の都度、遅滞なく購入記録情報を送信できなかった（事後送信となる）場合、事後送信である旨及び事後送信となった要因を設定します。

物品情報（繰り返し項目）

38 物品一連番号

「1」から順に物品の一連番号（最大「200」）を設定します。

39 品名 40 JANコード 41 数量 42 単位 43 単価 44 販売価額

免税販売手続を行った物品の情報を設定します。なお、販売価額は、税抜価額を設定します。

45 消費税軽減税率対象区分

免税販売手続を行った物品が、標準税率（10%）である場合は「0」を設定し、軽減税率対象（8%）である場合は「1」を設定します。

46 酒税適用有無（物品）

免税販売手続を行った物品が酒税の免税適用がない場合は「0」を設定し、適用がある場合は「1」を設定します。「0」を設定した場合、**47～51の設定は必要ありません。**

52 商品分類

次のコード表「商品分類コード」（2桁）から該当するものを選択して設定します。

コード	名称	コード	名称
01	菓子類	09	靴・かばん・革製品
02	酒類	10	電気製品（デジタルカメラ/PC/家電等）
03	生鮮農産物	11	時計・フィルムカメラ
04	その他食料品・飲料・たばこ	12	宝石・貴金属
05	化粧品・香水	13	民芸品・伝統工芸品
06	医薬品	14	本・雑誌・ガイドブックなど
07	健康グッズ・トイレタリー	15	音楽・映像・ゲームなどソフトウェア
08	衣類	16	その他

参考

「商品分類」は任意項目とされますが、「品名」欄等からその商品を特定できない場合、法令上の提供項目である「品名」が設定されていないものとして、免税購入対象者が税関の確認を受けられない可能性があります。そのため、免税店において「商品分類」欄の設定を適切に行うことによって、空港等で免税購入対象者が円滑に税関の確認を受けることができるようになります。

53 商品情報詳細 54 商品情報詳細（シリアルナンバー）

単価100万円(税抜価額)以上の商品を販売した場合、**商品の属性に応じ、次の事項を組み合わせ**て商品情報詳細を設定します。

- ✓ 免税対象物品の**具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書（鑑別書）若しくは保証書付きである旨**
- ✓ **シリアル番号の付された腕時計のような商品は、上記の事項に加えそのシリアル番号**(注)

免税対象物品を特定するに足りる事項（シリアル番号を除きます。）を既に「品名」欄に設定している場合には、「商品情報詳細」欄に「品名欄に設定済み」と入力しても差し支えありません。

また、購入記録情報として設定できる文字数は、「商品情報詳細」欄は全角又は半角で80文字、「商品情報詳細（シリアルナンバー）」欄は半角（英数字）20文字以内(文字数の上限を超過する場合は、上位20桁を入力)となります。

(注) シリアル番号とは、個別の商品を一意に特定するため、その商品に印字又は刻印された固有の番号や記号をいいます。そのため、一の製造期間内に一連の製造工程により製造された商品の一群に付されるロット（製造）番号や記号は、個別の商品を一意に特定することができないため、シリアル番号に該当しません

参考1 商品情報詳細の設定例

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
腕時計	ブランド名〇〇、型番AA12345、黒色系	XX99999
宝飾品（ブローチ）	ダイヤのブローチ、イルカの形、モデル名〇〇、18K、鑑定書あり	-



参考2 購入記録情報の送信を承認送受信事業者に委託している場合でも、免税店で税抜単価100万円以上の商品を販売した場合には、免税店側で商品情報詳細として、承認送受信事業者から提供されたシステムやアプリに入力する内容を整理するといった対応が必要となります。

索引

あ行

一般型免税店 9

か行

許可申請書の記載例 13
許可申請手続 9
クライアント証明書 12
購入記録情報 5,18
購入記録情報の設定例 . 22
購入記録情報の提供等 . 11

さ行

承認送受信事業者 5,11
承認免税手続事業者.... 6

商品情報詳細 21
商品分類 21
シリアル番号 21
自動販売機型免税店.... 9
税関確認結果 5,16
税関確認結果照会 16
税関確認情報 5,16
税関の確認 8

た行

直送制度 4

は行

振替処理 7
返金 5

ま行

免税購入対象者 3
免税対象物品 4
免税手続カウンター 6
免税店(輸出物品販売場) 9
免税販売管理システム... 15
免税販売手続 3
免税販売手続の委託.... 6

ら行

リファンド方式 2

A

API仕様書 15,17

